

平成25年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成25年11月12日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成25年11月12日	開会 1時30分 閉会 3時06分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊藤 恒子 委員長職務 代理者 鮎川志津子 委 員 宮本 誠	委 員 渡邊 恭秀	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	教育長職務代理者 天野 建司 学校教育部長 生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 天野 文隆 庶務課長 関 次郎 学務課長 前島 賢 学務課長補佐 河田 京子 指導室長 河合 雅彦 指導室長補佐 神田 恭司	指導主事 平田 勇治 指導主事 川崎 岳彦 図書館長補佐 上石 弘美 公民館長 大関 勝広 国体推進担当課長 尾崎 充男	
調 製	佐藤 菜穂子		
傍聴者人数	1名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	代処第 1 6 号	小金井市図書館協議会委員の委嘱に関する代理処理について
第 3	議案第 2 8 号	教育委員会事業場安全衛生委員会委員等の任命について
第 4	議案第 2 9 号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第 5	議案第 3 0 号	小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第 6	議案第 3 1 号	小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第 7	議案第 3 2 号	小金井市公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第 8	報 告 事 項	1 平成 2 5 年第 3 回小金井市議会定例会について 2 平成 2 6 年度新入学児童・生徒について 3 平成 2 5 年度結核対策委員会の開催結果について 4 企画展「地図に見る小金井」について 5 スポーツ祭東京 2 0 1 3 について 6 その他 7 今後の日程
第 9	代処第 1 7 号	職員の人事異動に関する代理処理について
第 10	代処第 1 8 号	社会教育主事の任命に関する代理処理について
第 11	代処第 1 9 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 12	代処第 2 0 号	職員の人事異動に関する代理処理について

伊藤委員長 皆様、こんにちは。
立冬になって急に冬らしくなっちゃったが、お体はいかがか。
それでは、今日も元気に、ただいまから平成25年第11回小金井市教育委員会定例会を開会する。
日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、鮎川委員と渡邊委員に願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長 次に、日程第2、代処第16号、小金井市図書館協議会委員の委嘱に関する代理処理についてを議題とする。
提案理由について、説明願う。

天野教育長 提案理由についてご説明する。
職務代理者 小金井市図書館協議会委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会
学校教育部長 会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定に基づく代理処理をしたことについて、同条第2項の規定によりそのご承認を求めるものである。
細部については担当をして説明するので、よろしくご審議の上、ご承認賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長 ありがとう。
願います。

上石図書 館長補佐 それでは、ご説明する。
小金井市図書館協議会委員の委嘱についてである。
小金井市図書館協議会は、平成元年から図書館長の諮問に応じ、意見を述べる機関として設置されているが、第12期図書館協議会委員が平成25年10月末日をもって任期満了となり、今回、第13期の図書館協議会委員を選出した。任期は平成25年11月1日から平成27年10月31日である。
では、名簿をごらんいただけるか。小金井市図書館協議会選出要

綱に基づき、6つの区分から選出している。今期は全ての委員が新規の委員となっている。男女別数であるが、男性4人、女性6人となっている。なお、前期の12期の場合、男性3人、女性7人であった。平均年齢であるが、全体平均は59歳であった。なお、前期委員については平均で55歳であった。

説明については以上となる。

第13期委員の委嘱については、平成25年、今月の18日開催予定の図書館協議会で行いたいと思う。

以上、よろしく願います。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問はあるか。よろしいか。

質問もないようなので、以上で質疑を終了させていただく。

お諮りする。

代処第16号、小金井市図書館協議会委員の委嘱に関する代理処理について、原案のとおり承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本件については原案のとおり承認することと決定させていただく。

次に、日程第3、議案第28号、教育委員会事業場安全衛生委員会委員等の任命についてを議題とする。

提案理由につき、ご説明をお願いします。

天野教育長

提案理由についてご説明する。

職務代理者

学校教育部長

教育委員会事業場安全衛生委員会において、小金井市職員安全衛生管理規則第21条の規定による職員団体の推薦する職員、安全管理者及び衛生管理者の任期が平成25年11月18日をもって満了となり、新たに委員等を任命する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当をして説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長

願います。

関庶務課長

説明する。

教育委員会事業場安全衛生委員会については、教育委員会において働く職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法の規定に基づいて規程された小金井市職員安全衛生管理規則第19条から第28条において設置及び管理、運営体制等の取り扱いについて規定されている。

職員団体の推薦による教育委員会事業場安全衛生委員会の委員、また、安全管理者及び衛生管理者については、平成25年11月18日付けをもって任期満了となる。そのため、本年10月22日付けで職員団体に対して教育委員会事業場安全衛生委員会の委員の推薦依頼を行い、10月28日付けで職員の推薦があったので、委員の任命を行うとともに、安全管理者及び衛生管理者を任命するものである。

任命する委員等については議案をごらん願う。

今回任命する委員等の任期については、平成25年11月19日から平成27年11月18日までの2年間となる。

説明については以上である。よろしく願います。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問は何かあるか。

鮎川委員長
職務代理者

今回任命される方々について、継続の方と新規の方の割合はいかがか。ほとんどの方が継続の方と思ってよいのか。

関庶務課長

前回とかわったメンバーとしては、衛生管理者の方が今回新しく任命された。そのほかの方については引き続き2年間、委員をやっていただくという形になる。

以上である。

鮎川委員長
職務代理者

栄養士の近藤さんが今回新規にということ、それ以外の方が継続ということか。

関庶務課長

そのとおりである。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。ありがとう。

伊藤委員長 先日、補欠というか、お見えになった方がそのまま引き続きということか。

関庶務課長 前回ご審議いただいたのは、異動に伴って補欠となったので、残任期間の18日までの委員の任命についてご審議いただいた。今回はその後の2年間について議案として提出した。

宮本委員 今のご説明だと、小金井市役所とは別個に、教育委員会で安全衛生委員会というのをつくっているということになるのか。

関庶務課長 各事業所単位で、例えば教育委員会事業所、あと、今、市長部局で言うと、例えば都市整備部等、子ども家庭部、環境部関係等でそれぞれ事業場安全衛生委員会を市長部局でも立ち上げているところである。

伊藤委員長 ほかにご質問はあるか。

渡邊委員 これは各小・中学校に1人必要なのか。それとも全体で何人ということなのか。

関庶務課長 委員については、衛生委員等に関する取扱要綱において、それぞれ委員の人数が定められているので、それに基づいて決められている。

渡邊委員 特に学校は関係ないのか。

関庶務課長 教育委員会として考えている。各学校ではなく、全体ということである。

渡邊委員 わかった。

伊藤委員長 それぞれの、例えば第一小学校、第二小学校、第三小学校、学校

とか、全てのところの事業場の安全衛生をこの方たちが管理してくださるということか。

関庶務課長 そのとおりである。

伊藤委員長 ご質問はよろしいか。
それでは、お諮りする。
議案第28号、教育委員会事業場安全衛生委員会委員等の任命については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することと決定した。

次に、日程第4、議案第29号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由について、説明願う。

天野教育長 提案理由についてご説明する。
職務代理者 新たに設置される指導教諭及び栄養教諭に関しての規定等を整備
学校教育部長 するため、本案を提出するものである。
細部については担当をして説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長 願います。

河合指導室長 小金井市立学校の管理運営に関する規則について、一部改正することについて提案をさせていただく。

その概要であるが、大きく2点の改正となる。

議案第29号資料の小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表をごらん願う。

まず1点目として、第6条の3に、学校に指導教諭を置くことができるとした。東京都教育委員会では、平成26年度より、主幹と同等の4級職として高い専門性とすぐれた指導力を持つ教諭の力を活用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るために、この

職を設置した。

指導教諭の具体的な職責としては、年間3回程度の模擬授業及び研究協議会を実施するなどがある。

この選考については、都内に幾つかの区市でブロックをつくり、その中で推薦するケースとなっており、現在、各ブロックから推薦された者を、選考結果を待って、次年度、学校に配置することとなる。

続いて、2点目として、同じく第6条の4に、学校に栄養教諭を置くことができるとした。栄養教諭の導入については、国において学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、学校における食育推進の中核的な役割を担う者として栄養教諭制度が創設されて、平成17年度から配置が始まった。このことから東京都でも食育研究指定地区を指定し、順次計画的に栄養教諭を配置してきた経緯がある。

本市においても一部改正する必要が出てまいった。

また、最後に、このたびの一部改正に当たり、この規則の中に「小学校及び中学校」との語句を「学校」として整理して、新旧対照表にあるような言葉の見直しを図った。

よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

大きく3点改正したということであるが、ご質問等はあるか。

鮎川委員長
職務代理者

指導教諭について質問させていただく。

まだ具体的なイメージが湧かないところであるが、先ほどのご説明で、主幹と同じようなというお話だった。子どもたちから見ると、指導教諭の先生は、例えば担任を持っていたり、実際に教科の指導に当たっていたり、普通の先生と同じようであるが、先ほどお話があった年3回の模擬授業等の職責が加わるのか。それとも、子どもたちから見ても、例えば副校長先生に近いお立場とか、何か目に見えて違いがわかるのか。

河合指導室長

今お話があった指導教諭については、主幹と同等の職になる。ただ、子どもたちからは、副校長、校長ということではなくて、同じ

ように授業をして、中では担任もできるので、同じような立場で見えているものと考えている。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。ありがとう。

伊藤委員長 何かあるか。

渡邊委員 小学校、中学校の語句をあえて学校に変えたと言っているが、むしろ小・中学校のほうがわかりいいような気がするが、どうか。

河合指導室長 管理運営規則の条文のほうから言葉の整理をさせていただいた。最初の条文のところで、その後、学校という言葉にするというような定義があるので、それに全て統一させていただいたということである。
以上である。

伊藤委員長 よろしいか。
1つ質問させていただいてよろしいか。
主幹教諭と指導教諭とほぼ同等であるというお話であったが、主幹教諭と指導教諭の受け持つ分野というか、指導教諭というのは、主に指導内容にかかわっていく指導教諭ととっていいのか。主幹というのは教務とか生活指導とかというような運営にかかわるような内容かと、今の学校の様子を見ていると理解しているが、その点、教えてほしい。

河合指導室長 今、委員長がご指摘いただいたとおりの内容である。主幹はやはり学校の運営に主としてかかわる者、そして、指導教諭は他の教員に対して教育指導に関する指導助言を行う。つまり、先ほど話をさせていただいたが、模擬授業をして授業の進め方を示したり、また、状況によって授業支援をしたり、教材の開発をしたり、指導力の部分で力を発揮していただく職ということになる。
以上である。

伊藤委員長 ありがとう。

よろしいか。ほか、あるか。

では、ご質問を閉じさせていただく。

お諮りする。

議案第29号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することと決定する。

次に、日程第5、議案第30号、小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼についてを議題とする。

提案理由についてご説明願う。

天野教育長 提案理由についてご説明する。

職務代理者 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための学校教育部長 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会教育法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当をして説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長 願います。

天野生涯 社会教育委員の委嘱の基準については、現在、社会教育法第15学習課長 条に定められているところであるが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年6月に社会教育法が改正をされた。

委嘱の基準については、当該地方公共団体の条例で定めることとなったことから、今回、委嘱の基準を盛り込む形で現行条例を改正するものである。

委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとされているので、それを参酌した上で、一部本市独自の基準も

加えて改正をしている。

なお、今回の改正法については、地方自治体の条例整備に要する期間を考慮して、平成26年4月1日施行となっている。

それでは、改正箇所について、資料に沿ってご説明をする。

議案第30号資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思う。

今回改正する箇所は、こちらの2つの条文である。

改正箇所の1点目は、第3条に委嘱の基準を加えた点である。文部科学省令で定められた基準を参酌した基準として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者という基準を定めている。

また、小金井市市民参加条例に基づいて独自に設けている基準として、公募による市民という基準を定めている。

次の、各号については、もともと規定されていたものであるが、第4号については、現行条例において、第1項第4号の中で、単に市民と規定し、第2項で公募によるものとするとして規定していたものを、第1項第4号そのものを公募による市民という形に整理をしている。

2点目の改正として、第6条であるが、こちらは第3条に小金井市教育委員会という文言を追加したことにより、略称に改めたというものである。

説明は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問等はあるか。

鮎川委員長
職務代理者

先ほどの課長のご説明の中で、小金井市独自の基準という部分があった。今回の改正の中で、小金井市独自の基準によって設けられた部分はどこか、教えていただけるか。

天野生涯
学習課長

改正箇所については公募による市民というところである。こちらは文部科学省令で定めた基準の中にはないが、小金井市市民参加条例の中で審議会等に公募による委員を置くことというような内容の条文があることから加えているものであるが、今回の改正によって加えたわけではなく、もともと小金井市ではそういう形をとっていたものをこちらに文言を整理したというだけである。

鮎川委員長
職務代理者

わかった。ありがとう。

伊藤委員長

よろしいか。

質疑を終了させていただいていいか。

それでは、お諮りする。

議案第30号、小金井市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼については原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することに決定する。

次に、日程第6、議案第31号、小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼についてを議題とする。

提案理由について、ご説明をお願いします。

天野教育長
職務代理者
学校教育部長

提案理由についてご説明する。

小金井市立図書館貫井北分室を新たに設置することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当をして説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長

お願いします。

上石図書
館長補佐

小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼についてご説明する。

(仮称)貫井北町センター図書館分室が開設することに当たり、現行条例を整備するものである。

小金井市立図書館設置条例第2条、名称及び位置ということで、別表のとおり定めるとあるので、そちらの別表に次のように加える。

資料の新旧対照表をごらん願う。

一番下にあるが、名称を小金井市立図書館貫井北分室、位置を小

金井市貫井北町一丁目11番12号と、こちらのほうを追加させていただく。

説明は以上になる。よろしく願います。

伊藤委員長

よろしいか。

それでは、お諮りする。

議案第31号、小金井市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定依頼については原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することとさせていただきます。

次に、日程第7、議案第32号、小金井市公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼についてを議題とする。

提案理由につき、ご説明をお願いします。

天野教育長

提案理由についてご説明する。

職務代理者

小金井市公民館貫井北分館を新たに設置すること等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

学校教育部長

細部については担当をして説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長

願います。

大関公民館長

それでは、細部についてご説明する。

平成26年4月1日から新たに公民館を設置することに伴い、条例の整備を図る必要があることと、あわせて、各公民館における諸室の実態に合わせ、一部改正する必要があるため、小金井市公民館条例の一部を改正するものである。

改正内容については、議案第32号資料、1ページの新旧対照表をごらん願う。

まず、別表(第10条関係)であるが、こちらの部分についてはこれまで改正したことがなかったが、当時、部屋としてあったもの

が、現在なくなっていたりするために改めることや、定員についても実態に合わせた改正をさせていただいた。また、基本的に予約がとれる部屋を記載していたところ、そうじゃない部屋も記載していたことから、一定整理させていただき、削除させていただいたところである。

なお、詳細についてはごらんいただきたいと思う。

次に、3ページであるが、第2条について、小金井市公民館貫井北分館を追加し、4ページにある別表の第10条関係についても使用区分等を定めたものである。

こちらについても詳細はごらんいただきたいと思う。

よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いする。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問等はあるか。

質問してよろしいか。

まず、新旧対照表の1ページの現行条例のところ、公民館の図書室、本町分館の図書室などというのが、新しいものでは消えているが、これがないということか、先ほどのお話しにあった、なくなっているというのは。そういうふうに理解していいか。

大関公民館長

そのとおりである。

伊藤委員長

わかった。

鮎川委員長

職務代理人

先ほどの館長のご説明の中にもあったので、念のための確認である。小金井市公民館の家事实習室の定員が50人から25人に減っており、このような改正が他にも何か所かあるが、これは実態に合わせての改正ということか。

大関公民館長

そのとおりであり、この定員は消防法に適用した人数ではそもそもない。部屋から、おおよそこのくらい的人数だということで、最初は条例制定した。ところが、実際、テーブルとか置いたときに、要は座れる人数がそこまでないということで、実態に合わせた、椅子の置ける人数というので改めさせていただいている。

それから、その2つ下の貫井南分館が、70人から35人になっ

ているものもあるが、貫井南については、耐震補強工事を行った結果、部屋が若干狭くなっている、また、この70人という数字もちょっと行き過ぎた数字であったので、これも改めさせていただき、あくまでも実態に合わせてこういう数字にさせていただいている。

鮎川委員長 わかった。ありがとう。
職務代理者 貫井南分館は、耐震工事やエレベーターもつくっていただいた。いろいろ改修されたと聞いている。

大関公民館長 耐震補強工事は平成20年にやっていて、エレベーターは昨年度にやっている。

鮎川委員長 わかった。いろいろと改修をしていただいてありがとうございます。
職務代理者

伊藤委員長 43年に条例を制定してから一度も改正がなかったということか。

大関公民館長 この使用区分、定員等についてはそのとおりである。

伊藤委員長 そのときはみんな混み混みでやっていたが、今はきちんと実態に合わせてやっていると理解してよろしいか。

宮本委員 初めに、消防法に適用していなかったというお話であるが、今回の新しい定員、これは消防法、または避難通路とか、そういう条件には合致しているというか、ちゃんと承認を得ているのか。

大関公民館長 消防法によると、1人当たり3平米であるが、ワンフロアが適用になるということである。したがって、各部屋については3平米でなくてもいいということであるので、実態に合わせて貫井北町についても行っている。

宮本委員 これは、消防署の点検とかはあるのか。

大関公民館長 ちょっと前の部分はわかりかねるが、当然ながら、届け出をするに当たって、この範囲に入っているということはおそらく出てくる

のかなと思っている。

伊藤委員長 よろしいか。
団体が使用するに当たって、この人数の範囲でおやりくださいという設定人数だということか。

大関公民館長 そうである。

伊藤委員長 よろしいか。
それでは、質問を終了させていただく。
お諮りする。
議案第32号、小金井市公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することと決定した。
次に、日程第8、報告事項を議題とする。
順次担当からご説明をお願いする。
初めに、平成25年第3回小金井市議会定例会についてをお願い申し上げます。

天野教育長 第3回定例会については、国体の日程と重なっていたことから、
職務代理者 前半、後半部分に分けて報告をさせていただいており、本日は決算
学校教育部長 についてご報告をさせていただきます。

初めに、学校教育部から報告をする。

なお、各課への質問は絞ってお話するので、詳細は議事録、または後日でも結構であるので、お気軽にお声かけ願う。

初めに、指導室関係である。

指導室関係では、特別支援教育についてである。

特別支援教育支援員の増員については、平成23年度2人から、平成24年度は4人、そして、25年度は5人と増員させており、計画的に体制を構築していること、特別支援学級の宿泊生活に新たな介助員を増やせないかについては、現状、児童・生徒1人か2人に対し、大人1人の支援があり、新たな人を増やしても、児童・生

徒にとってもなれない部分があり、現状の体制で実施させていただきたい旨、答弁したところである。

続いて、学務課関係である。

学務課関係では、保護者負担、学校の電気使用料、学校給食についてである。

初めに、保護者負担についての考え方、また、保護者負担軽減について、学校への周知ということでは、教材教具の購入に係る保護者負担は、各学校が教育活動を展開する中で極力保護者に負担をかけないように努めているが、学校間での格差は好ましいことではないので、校長会や事務職員会などで話をしていくこと。

平成24年度の電気使用料の増加についてということでは、平成23年11月にGHPエアコンを導入したことによる増加があり、さらに平成23年度は計画停電による学校施設の夜間開放の制限が実施され、対前年度比較で大きく増加した。各学校とも省エネには努めているところであるが、他施設や他市の学校と比較することも検討していくこと。

学校給食については、備品の整備状況等についての質疑があった。最後に、庶務課関係である。

庶務課関係については、校庭芝生化、奨学金についてである。

校庭芝生化については10分の10の補助ということで導入した経緯があるが、年々市の持ち出し部分が増加しており、芝生の維持費が毎年約200万から300万となる。今後の芝生化の展望についてということでは、芝生化事業についてはヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、環境学習効果や地域でのコミュニティー形成などに資するものである。芝生化したことにより、砂ぼこりの抑制や水はけの改善といった校庭の改善がなされた。一方で、導入当初時に比べると市の持ち出し部分が多くなってきていることも確かにある。校庭芝生化の推進については、老朽化が進んでいる学校施設の維持、保全対策も重要であり、学校等の現場の声も聞きながら進めていくことを答弁した。なお、芝生についての要望としては、校庭は消防団とか地域の人も使用するので、そういったことも視野に入れて考えてほしい。芝生化で教室の室温が3度下がったという話もあり、どれくらいの効果があるのか取り組んでほしいという要望もあった。

奨学金制度については、大学生の応募が対前年度10人減につい

て、選考から漏れた人のフォロー、他の制度との併用等について質問があり、減った理由について、広報も現状どおり行っており、特に分析していないこと、選考から漏れた人のフォローについては、後追的なフォローは難しいこと、奨学資金の見直しについては、今後国の動向等に動きがあれば奨学資金運営委員会で協議をいただくことなどを考えていきたい。なお、併用については、貸付型との併用は可能だが、給付型との併用は不可ということの説明した。

最後に、総括的な決算についてである。

平成24年度決算は厳しい財政環境の中、市民サービスの維持向上のため、ぎりぎりの資金繰りを行ってきた結果、財政の弾力性、余裕度をはかる経常収支比率が99%と、ほぼ100%となり、経常的な事業以外は実施できないような状態だったこと、また、本市の行財政改革の指標である歳出総額に対する人件費の割合である人件費比率が18.6%となり、両指標とも多摩26市中最下位となったことなど、財政指標の悪化が目立った。また、一般家庭で言うならば、貯金にも当たる基金残高も減少し続けている状況にある。そのような危機的な財政運営の中での決算審査であったことをご報告する。

以上である。

西田生涯
学習部長

引き続き、決算特別委員会における生涯学習部関連の質問として、答弁の概要を含めて報告をさせていただきたいと思う。

なお、学校教育部長からもあったとおり、正確な発言、それから答弁等については、議事録等をご確認いただきたいと思う。あくまでも私のメモの範疇でのお答えということになるので、ご了解いただきたいと思う。

まず、スポーツ祭東京2013について、情報発信がうまくいかなかったのではというような趣旨のご質問があった。答弁としては、大会としては成功したのではないかと思うが、ご指摘についてやや不足した面もあるかもしれないような旨の答弁だったかと思っている。

公民館に必要な予算が確保されていたかというようなご質問もあった。今後も引き続き財政面を考えながら適切に対応していきたいというような旨の答弁を行っている。

ほかに、公民館関係では、東センターの昇降機に関して、夜間教

えてくれる人がいないとか、使用頻度が少ないとかというご意見、ご指摘があった。

図書館に関してである。

今後の図書館としての対応であるとか、中央図書館の進捗状況への対応についてというようなご質問があったが、全て今後の課題との答弁をさせていただいている。

その他、図書館に関しては、デジタル図書の拡充や、移動図書館の拡充というような要望もあった。

また、放課後子ども教室に関する他校への参加周知についてや、参加に地域差があることについてなどの質問もあった。今年度から9校全てにコーディネーターが確保できたことなどの中で、学校区ごとの地域参加、地域の学校区ごとの参加であるような原則を、ご答弁を申している。

その他、成人の日の記念品に対するご意見であるとか、社会教育総務費における人件費の各課の内訳の確認、図書館清掃の委託料に関して高過ぎるのではないかというご意見、清里山荘の利用者数の推移の確認、そして、総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理に関する確認のご質問等があった。

以上である。

伊藤委員長 大変多岐にわたっていろいろな進言がされたと思うが、何か今ご質問しておきたいことはあるか。

渡邊委員 今の関係でいいか。
学校全体でどのぐらい芝生化になっているのか。

関庶務課長 今、14校中5校が芝生化となっている。

渡邊委員 それで二、三百万かかるということか。全体になったらもっと増えるという。

関庶務課長 維持費については、大体200万、300万かかる。

渡邊委員 全校になった場合、それに比例して増えるという感じでよろしいか。

関庶務課長 決算特別委員会でもそのような質疑はあった。単純に言うと、都の補助金があり、芝生化した以降、3年間は2分の1の補助が出る。ただ、3年過ぎたら原則補助はない。おっしゃられたとおり、全校芝生化になれば、掛ける14枚が、単純計算ではそうなるということである。

渡邊委員 もう一つ、学校を使用する他団体というか、先程消防という話があったが、そういった場合、費用というか、全体ではないが、補填というか、そういうのはされているのか、簡単に言うと、使用料をいただいているのか。

例えば消防に関しては、消防から、学校がいただけるとか。

関庶務課長 それはない。

渡邊委員 本来であればいただくのがほんとうではないか。同じ市の中でやっているのだから、同じ懐かもしれないが、考え方としてはそういうことが必要かと思う。

関庶務課長 使用料となると、また、学校施設全体の貸し出しについて、教室とか、そういった話にもなってくるかと思う。

渡邊委員 芝生に関しては結構補填される計算にはなるかと思う。

天野教育長
職務代理者
学校教育部長 確かにありがたいご意見であるが、学校施設の貸し出しについてはかなり制限があるかと思っている。今おっしゃっていただいた消防団であるとか、地域の方々とか、そういった人たちに学校を開放していくという考え方からすると、なかなかお金をお願いするとか、難しいかなという思いはある。でも、貴重な意見として。

渡邊委員 維持という、もう少し広い範囲で見ると、全額でなくても1割負担とか、そういった仕組みをつくれれば多少はいいんじゃないかという考えである。

天野教育長 ありがとう。

職務代理者
学校教育部長

宮本委員 学校の芝生化というのは、芝生化された学校の校長先生、または学校ニュースを見ると非常に好評だと思う。子どもたちが活動的になったとか、安全になったとか、それ以外のいろんなプラスアルファ的な効果というのが出ていると伺っている。ただ、管理費が200万も300万もかかるというのはちょっと意外だった。これは人件費か、管理費の主なところは。

関庶務課長 これは委託費であるので、業者に委託して、当然ながら、業者の人件費も入っている。また、芝生のメンテナンスとか、いろいろ消耗品等も含めた金額である。

宮本委員 そこはもう少し費用がかからないでやるような方法はないか。

関庶務課長 今、ボランティアの方による芝生の維持管理ということが、まず大前提となり、それに基づいて工事も維持費も補助が出るところである。ボランティアの方によっての手弁当というのが究極かなと思うが、業者による指導だとか、原材料費だとか、まだまだ芝生に対しての知識も、例えば二小さんは芝生を導入してから期間が経過しているので、芝生との付き合い方というのは大分学んできていると思うが、例えば昨年の前原小については、これから芝生を傷めず、かつ子どもたちがあそこをどうしたらいいかというところを委託業者の方から教わるということもあるので、究極的には地域の方に手弁当でやっていただくというのが一番いいのかと思うが、なかなかそれは難しいのかなと思う。

鮎川委員長
職務代理者 今、校庭の芝生化の話が出ているので、私の意見を1つ申す。
芝生化について、経費がかかるという話も出ているが、先ほど、部長の話の中に、例えば教室の温度が3度下がるとか、地域との連携とか、さまざまな利点をたくさん挙げていただいたので、皆様、ご存じとは思いますが。年間200万という費用は大きな金額であるが、目に見えない教育的効果もあると思う。一番最初の二小の場合、とても順調に緑を保てたので、いろいろなところから視察に来られ、

そういう成功例もある。次の本町小の場合、一度枯れてしまって、再生させるということもあったが、それも本町小の子どもたちにとってマイナスではなく、枯れてしまうこともあるけれども、それがどうすればもとに戻るかを学んだ。世の中では芝生化が一旦失敗したと思われるようなことも、子どもたちにとっては大変大きな教育効果があったと思う。また、宮本先生が先ほど学校便りについておっしゃったように、一番最新の四小の学校だよりでも、運動会での保護者の方からの感想の中で、芝生に赤トンボが来た感動などが書かれていた。保護者の方、子どもたちの、お一人お一人の声が、お金にかえがたいと思う。なので、校庭芝生化がされている学校の子どもたちだけではなく、芝生化されていない学校の子どもたちとも、その思いを分かち合いたいので、市のお金がない中ではあるが、芝生化を推進していただきたいという気持ちがある。

伊藤委員長 運動会を参観させていただいても、まず、テーブルにほこりが乗らない、まぶしくない、それから、子どもたちが裸足で歩いているというのが、大変うれしい思いで見せていただいたが、お母さんたちとかお手伝いの人たちが大変そういうことを口にされている。ぜひ何とか費用を、できるだけ負担を少なくする、そして維持できるというようなことも考えていけるといい。

あと、先ほど学校教育部長の話に、電気代の話などが出てまいったが、学校開放でお貸ししている、夜間、体育館はかなり電気が要るんじゃないかと思うが、ああいうのもそれぞれの学校で支払っているのか。

前島学務課長 そのとおりである。

伊藤委員長 例えば、体育館を夜は貸さないよと言っているところは電気代が少ないわけか。

前島学務課長 おっしゃるとおりである。ある学校が、事情は違っても、ご近所からのお話で、学校の貸し出しをやめた学校があるが、そちらの学校のほうはかなり電気代は減った。また、大震災のときに4月の学校の開放を一時自粛した時期があったが、そのときもかなり電気代というのは使用料が減ったところがある。

伊藤委員長 市民に学校を開放して施設を使っただけというのは、大変学校を知っただけ上にも、また、地域の方に目を向けていただく上でも大事だと思っているが、そういう電気代とか、それから体育館の電球、1個、かなり高い。あれを補うのも学校の費用である。

そういった意味では、先ほど宮本先生がおっしゃったように、生涯学習部で負担していただくのかわからないが、自分が経験したところでは、やはり体育館を貸し出しているところの電気、モップ、そういった全てのことは請求をさせていただいた。いろんな形で学校が使われているのにも関わらず、学校がそれぞれ努力して節約せよというのは、やや酷なことなのかなというふうに思うし、水にしたって、プールの開放なども、ここはしているのかな、そのようなことも、学校負担となると、ある意味、受益者負担も考えていく、今後はあるのか。

渡邊委員 それは当たり前じゃないか、普通。だって使った人が払うのは当たり前じゃないか。学校じゃなくて一般の社会。建物は学校だとしても、利用者が払うのが当然である。

伊藤委員長 私たちが何かの形で中大を借りたり、法政を借りたり、大学を借りたりする場合は、電気代など払っている。そういった形で全部を負担しろというのではないが、使用料等を追求されるならばそこも考えていく必要があるのかなというふうな思いを、お話を聞かせていただいた。だからといって、すぐそのお金を集めるとか、そういうのではないと思うが、学校も……。

渡邊委員 ただ、そうかといって、そこで利益を生むという意味ではない、もちろん。そのバランスが難しい。

伊藤委員長 学校も利益生んでいいのではないか。

渡邊委員 ちょうどというのが難しい。

伊藤委員長 ありがとう。

大変難しい問題であるが、皆さんによりよく学校に親しんでいた

だきたいし、それぞれの学校が教育活動に支障のない形でできればいいなと思う。

よろしいか。次へ移らせていただく。

それでは、報告事項2、平成26年度新入児童・生徒について、お願いします。

前島学務課長 報告事項2、平成26年度新入学児童・生徒について報告を申し上げます。

本日、ご参考までに資料を配付させていただいている。平成26年度小・中学校学級数及び児童・生徒数推計という資料である。

平成26年度の新入学児童、小学校1年生及び中学校1年生の抽出を平成25年10月1日現在の住民基本台帳から行った。住民基本台帳から対象者を抽出し、過去4年間の平均の入学率を乗じて推計をとったものである。

小学校1年生は827人で28学級という形となっている。また、中学校1年生では710人で23学級という形になる。平成25年5月1日現在の全体の在籍数と比較すると、小学校では6人増で、学級としては2学級減の見込みである。また、中学校では40人減少するが、学級数は3学級増加という現状の見込みである。

児童・生徒の全体の在籍数については、今回の推計で、平成22年度まで増加傾向をしていたが、それ以降、減少という形になったが、平成26年度は微増という形になるのかなというところである。

来年度の学級編制については、現在、特段、国や都の動きもないところであるが、学務課としては、国や都の動きや人口などにも注視しながら、例月の移動関係の把握に努め、適正な学級編制に努めていきたいと考えているところである。

以上で報告を終わる。

伊藤委員長 何かご質問はあるか。

東中が大変少なくなる見込みか。

前島学務課長 平成25年5月1日と比較すると、東中は14人減という形になる。重立ったところで申し上げますと、三小で同じく平成25年5月1日から比べると19人の減という形になる。もう一つ、緑小が43人の減という予想がある。逆に、二小については39人増という

形が想定される。

中学校のほうは、一中を除いて減少という形になり、全体で40名の減と思っている。一番多いところで二中の19人減というのが多いのかなと思っているところである。

以上である。

伊藤委員長

よろしいか。

ご苦労さまである。よろしく願います。

それでは、報告事項3、平成25年度結核対策委員会の開催結果について願います。

前島学務課長

報告事項3、平成25年度結核対策委員会の開催結果についてご報告する。

本年度についても、6月、7月、10月の3回、府中市と合同で開催した。

本日資料をお配りしている。結果をごらんいただきたいと思う。

本年度の結核対策委員会については、在籍児童に対して、学校での問診等の結果、左から3列目になるが、精密検査の検討を要するケースとして、小学校で18人、中学校で4人、計22人を対象とし、委員会に諮った。精密検査が必要になった児童・生徒は合計で22人になる。

また、自覚症状がある1人のお子さんを除き、いずれも結核の高蔓延国から帰国したお子さんという形となっている。22人のうち18人についてはレントゲンの精密検査を受けていただいたが異常なしという検査結果であった。

また、今回、未受検の4人の方については、学校を通じて保護者の方に受診を促す通知をさせていただいている。

裏面をごらんいただきたいと思う。年度の比較となっている表である。詳細についてはごらんいただきたいと思うが、平成21年度から平成24年度の4年間で、徐々に精密検査の対象者の数が増えている。25年度は若干減少したが、最近の傾向としては、結核の高蔓延国から帰国されたお子さんの増減で、同じく精密検査の受診者数も増減しているという形になっている。

なお、過去をごらんになられたらわかるとおりであるが、精密検査の結果については全て何もしという形となっているので、あわ

せてご報告する。

雑駁であるが、報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問はあるか。

この未受検という方は、検診するときと時期がずれてしまったような、そういう方か。

前島学務課長

精密検査の日程を決めているが、その日においでいただけなかったという形になる。

以上である。

伊藤委員長

わかった。

宮本先生、いいか。

宮本委員

ほとんどは、この表にあるように、いわゆる高蔓延国、東南アジアとかアフリカのあたりから帰ってこられた方が、この対象者に、自動的にになってしまうので、それをこの表はよくあらわしていると思う。

伊藤委員長

いつとき、大変結核患者が増えたというあれがあったが、今現在はどうか。

宮本委員

今も、世界の中の日本という意味ではまだ結核は広がっている国という部類に入ると思う、要するに患者数は多いということである。

伊藤委員長

学務課のご苦勞が増えるかもわからないが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次、報告事項4、企画展「地図に見る小金井」について、お願いする。

天野生涯
学習課長

生涯学習課で、毎年、小金井市緑町3-2-37、浴恩館公園内にある小金井市文化財センターを活用して、企画展を年2回実施している。毎年3月から5月にかけて、春に1回と11月から12月にかけて、秋から冬にかけて1回ということで行っている。

今回については、11月3日に既に開始をされていて、12月23日曜日まで開催するものである。

今回、ポスターを縮小したものを資料として提出しているが、今回の題目としては「地図に見る小金井」ということで、各年代の地図を展示室に展示して、そこから小金井がどのように移り変わってきたかといったような歴史をたどれるような企画展示を行っている。ぜひご来館いただきたく、本日報告するものである。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

おもしろそうである。

よろしいか。

それでは、次、スポーツ祭東京2013について、願います。

尾崎国体推進
担当課長

スポーツ祭東京2013についてご報告申し上げます。

報告事項5の資料をごらん願う。

第68回国民体育大会開催報告(1)である。

競技会名は弓道競技会。期日は平成25年9月29日日曜日から10月2日水曜日までである。会場については、東京都立小金井公園弓道場である。主催については記載のとおりである。

種別及び参加人員である。成年男子、女子、少年男子、女子、選手、監督合わせて314人であった。

競技結果である。一覧表をごらんいただきたいと思う。

なお、競技別男女総合優勝及び女子総合優勝については、2年連続で高知県である。

なお、優勝チームには、小金井市から記念品を贈呈ということで、こきんちゃんのぬいぐるみと、こきんちゃんクッキーなどのお菓子の詰め合わせを贈呈している。

次に、大会関係者数である。競技役員については都弓道連盟の方である。また、競技補助員については高校生ボランティア、競技会係員については市の職員、そして、競技会補助員というのは市民ボランティアになる。合計で延べで大会関係者が1,759人であった。

次に、来場者数である。9月29日から10月2日の4日間、合計である。近的競技が9,122人、遠的競技が7,886人、合計

で1万7,008人であった。

裏面をごらん願う。

シャトルバスの乗車人数表である。運行日は、9月28日から10月2日である。東小金井駅から小金井公園までの合計が3,361人、小金井公園から東小金井駅までが3,546人となっている。

次に、売店とおもてなしの関係である。売店コーナーについては、記載のとおり15店舗の出店があった。

次に、ふるまいコーナーである。こちらは9月29日、市内の銘菓を、選手の方に1個約200円程度のものを350食分用意して、お配りをして、大変好評であった。

次に、9月30日はお好み焼きを、1口サイズのを250食分ご用意させていただいた。

次に、歓迎装飾である。歓迎のぼり旗として、都道府県別の応援メッセージ入りののぼり旗を競技会場に設置した。こちらについては、市内の小・中学生の児童・生徒にメッセージを書いていただいた。応援横断幕については、メッセージ入り横断幕については、観覧席の裏側に設置した。こちらについては一般市民の方に書いていただいたものを飾っている。

次に、歓迎花いっぱいプランターであるが、こちらについても応援メッセージ入りのシールを張り、シャトルバスの乗降場から競技会場までの道のりの通路に設置した。こちらについては、メッセージは市民ボランティアの方に書いていただいた。

次に、歓迎絵画作品ということで、東京学芸大学の学生さんとお子さんに書いていただいたもので、絵画によつての表現で応援のメッセージをつくっている。

次に、弓道体験コーナーである。こちらは9月29日から10月2日までの間、合計で1,549人の方に参加いただいた。

次に、協賛団体である。(1)から(8)までの8団体である。

次に、御成りである。こちらは、平成25年9月29日午前中であるが、弓道競技会の初日であるが、常陸宮殿下・妃殿下にお越しいただいて、少年女子の予選1回戦をごらんいただいた。

次に、大会報告(2)である。

競技会名はバスケットボール競技会で、期日が平成25年10月4日金曜日から、10月8日火曜日までである。小金井会場では10月4日から10月6日の3日間であった。

会場、主催は記載のとおりである。

参加人員である。成年男子、女子、少年男子、女子、合わせて1,032人である。小金井会場では、成年男子が10チーム、そして成年女子が7チームで参加している。

競技結果は記載のとおりである。

なお、競技別の男女総合優勝については東京都、そして、女子の総合優勝は千葉県になっている。

小金井会場の大会関係者数である。こちらについては表のとおりである。全体で671人であった。

次に、小金井会場の来場者数である。10月4日から6日までの3日間であるが、一般観覧者が5,482人、学校観戦者ということで、市内の小・中学校の子どもたちに観戦いただき、10月4日に1,114人、合わせて6,596人であった。

次、シャトルバスの運行状況である。10月4日から6日までの合計である。東小金井駅から小金井公園までが3日間で787人、そして、小金井公園から東小金井駅までが1,132人であった。

なお、福祉タクシーの運行事業を実施した。こちらは車椅子の方で国体を観戦したいという方のために、無料で福祉タクシーのほうで企画した。こちらについては、10月5日に6件、東小金井から3件と、小金井公園から3件という結果になっている。

次に、売店とおもてなしの関係であるが、売店については16店舗の出店があった。

歓迎装飾については弓道と同じである。

バスケの関係で、おもてなしイベントということで、10月6日日曜日に、2回のゆりーとダンスを披露させていただいた。

なお、協賛団体については弓道と同じ8団体からということで、市のホームページにこの結果報告の特集ページを開設し、国体の様子を、画像で見られるようにしたので、今回、用意したので、ごらんいただきたいと思う。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。大変ご苦労さまであった。お疲れさまであった。何かご質問等はあるか。

渡邊委員

たしか9月8日に7年後の東京オリンピックが決まったと思った

が、やはりスポーツを通じて地域の発展というか、そういった見方もできるような気がして、せっかく小金井に、弓道とバスケットが開催されたが、小金井を逆に見ていただくチャンスだったと思うが、そのような活動というのは何かされたか。地域の団体を通じてでもいい。

尾崎国体推進
推進課長 いろいろな市民まつりとか、イベントのほうに参加して、国体のPRとともに、オリンピック招致のほうのPRもさせていただいたりとか、そういった部分での取り組みというのは幾つかやっている。

伊藤委員長 ざらになった感想はいかがか。

鮎川委員長
職務代理者 前回の委員会で感想を長々と述べてしまったので、繰り返すことは控えるが、2点ほど、前回申し上げなかったことを述べる。小・中学校の子どもたちがつくった応援ののぼり旗が、道にあり、それぞれに各都道府県名が書かれていた。おそらく応援の方か、ご自身の県を見つけて立ちどまって見ていらした。とても喜んでいただけたと思うので、よかったう。

弓道体験を私もさせていただいた。私にとって、弓道は今まで縁がないスポーツであったが、この国体が行われたことによって、競技を自分の目で見て、そして、この体験の場で、実際、本物の弓と矢を使わせていただいたので、とても身近になった。この国体を機に多くの市民の方が弓道とバスケットに触れることができたと思うと、とてもよかった。

宮本委員 小金井市の財政、厳しいというお話があったが、経理というか、費用的にはどうだったのか。概算でももちろん構わない。

尾崎国体推進
担当課長 まだ細かいのが出ていないので詳しくはあれだが、当初、設営の関係とか、あと、シャトルバスの契約関係もそうであるが、若干予定していたよりは安価の形でできたかなと思っているが、詳細についてはこれからということになる。

伊藤委員長 ご苦労さまであった。
私も何度か行かせていただいたが、私が耳にしたことでは、弓道

場が5時以降は使えないというようなことがあって、そこにいらした役員の方が、5時以降に練習したいと思ってもできなかったことが大変残念だったというようなお話を承った。都の施設なので5時になると閉鎖されてしまう。それまではいろいろ競技とかその他が行われているので、グループとして練習したいと思うようなときに、こんなにもいい施設があって練習もできるのにとというようなことをちょっと承った、お答えできなかったことであるので、挙げておくというふうに申し上げたので、お話しさせていただく。

バスケットは、ほんとうに子どもたちが大感激していたし、さっき鮎川委員のおっしゃった、のぼり旗の、自分がこれをつくったんだということ、子どもたちが、これだ、これだと、大変宣伝してくれた。ああいう心に残る企画をしていただいたこと、ありがたいなと思った。ありがとう。

よろしいか。

それでは、その他に移る。

何か学校教育部からあるか。

天野教育長
職務代理者
学校教育部長

特にない。

伊藤委員長

生涯学習部。

西田生涯
学習部長

1点ある。

貫井北センターにおけるNPO法人認証についてご報告すべき動きがあったのでお時間をいただく。

平成26年4月に開設予定の(仮称)貫井北町地域センターにおける図書館分室、公民館分館の事業運営については、NPO法人を立ち上げて業務委託することを予定している。

本件については、NPO側で8月の設立総会を経て法人認可申請手続を行ったところであるが、東京都での審査の過程において、提出した役員の中に特定非営利活動促進法、俗にNPO法と呼ばれているものであるが、それに照らして、設立時において欠格事項に当たる方が複数存在していることが指摘され、一旦取り下げ、申請を出し直さなければならないこととなった。

同法においては、第20条第6号に役員の欠格事項として、設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者は、特定非営利活動法人の役員になることができないとされており、それに該当する方が複数いらっしゃったということである。

既に当該NPO、市民の図書館・公民館こがねいにおいては、条文に抵触しないよう、内部で調整し、認可申請の出し直しを行っていることを私どもとしても確認をしている。

これに伴い、当初12月中の認証と考えていたところであるが、二、三カ月程度おくれが生じることとなると考えている。

いずれにしろ、現時点では4月までには認証等を経て、法人として設立される見通しとなっているので、4月1日からの開館、運営という予定については変更することは考えていない。

以上で報告を終了する。

伊藤委員長

わかった。よろしいか。

渡邊委員

以前のNPO法人はどういう点で不適合だったのか。

西田生涯
学習部長

今説明したとおりで、2年間、NPO、取り消された……

渡邊委員

大もとの原因は。

西田生涯
学習部長

大もとの原因は、欠格事項に該当された方がいたということで、取り消されたというわけではなくて、申請を出し直したということである。

渡邊委員

欠格事項というのはちょっとわからない。

西田生涯
学習部長

今説明したとおりであり、NPO法人の役員をしている方が、そのNPO法人が仮に何かの事情によって認可を取り消されてしまった、そのときに、取り消されたNPOの役員をしていた方は、新たなNPOの役員になることはできない。

渡邊委員 別のNPOで問題があったと。

西田生涯
学習部長 そのNPOに問題があったわけではない。別のNPO。

渡邊委員 その方が異動してきてつくったということか。関連していたとい
うことか。

西田生涯
学習部長 その方が、問題のあったNPOに関連していたと。

渡邊委員 わかった。

伊藤委員長 よろしいか。
でも、4月には大丈夫だということか。

西田生涯
学習部長 現時点では問題ない。

伊藤委員長 よろしかった。
もうよろしいか。
それでは、今後の日程に移る。よろしく願います。

倉澤庶務課
庶務係長 教育委員会の今後の日程について報告する。
平成25年第12回教育委員会定例会が11月26日火曜日、午
後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願い
する。
平成26年第1回教育委員会定例会が1月14日火曜日、午後1
時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いする。
東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会・第3回理事会
第2回理事研修会が1月17日金曜日、午後1時から東京自治会館
で開かれる。こちらは委員長の出席をお願いする。
次に、東京都市町村教育委員会連合会研修会が2月6日木曜日、
午後2時から東京自治会館で開かれる。全委員の出席をお願いする。
平成26年第2回教育委員会定例会が2月18日火曜日、午後1

時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いする。
報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

よろしいか。ほかは。

それでは、以上で報告事項を終了させていただく。

これから日程第9から日程第12までを議題にするところである
が、人事に関する議案である。

委員長は、本件は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に
該当すると思うので、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、
いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、秘密会を開会する。

準備のため休憩する。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時06分

伊藤委員長

再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって平成25年第1
1回教育委員会定例会を開会する。ご苦労さまであった。

閉会 午後3時06分